

## 提出の経緯

### 1. 日本国憲法の改正手続に関する法律の制定及び平成 26 年改正

平成 19 年 5 月 14 日、憲法第 96 条に定める憲法改正について、その手続を具体化した「日本国憲法の改正手続に関する法律」が制定された（平成 19 年法律第 51 号（以下「憲法改正手続法」という。））。

憲法改正手続法の附則には、①選挙権年齢等の 18 歳への引下げに関する検討、②公務員の政治的行為の制限に関する検討、③憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討という 3 つの課題（いわゆる「3 つの宿題」）が規定されていた。

平成 26 年 4 月 8 日、この「3 つの宿題」に対応することを目的とした「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」（第 186 回国会衆第 14 号）が衆議院に提出され、同年 6 月 13 日に成立した（平成 26 年法律第 75 号（以下「平成 26 年改正法」という。））。その内容は次のとおりである。

- ①国民投票の投票権年齢が憲法改正手続法の本則において満 18 歳以上とされていいるところ、平成 26 年改正法の施行後 4 年を経過するまでの間（平成 30 年 6 月 20 日まで）、満 20 歳以上とし、平成 26 年改正法の施行後速やかに 18 歳以上の者が国政選挙に参加することができることとなるよう、必要な法制上の措置を講じる。
- ②公務員が行う国民投票運動については、賛成・反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限り、行うことができることとし、ただし、当該勧誘行為が公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでないこととする等の措置を講じる。
- ③憲法改正国民投票以外の国民投票制度について更に検討を加え、必要な措置を講じる。

### 2. 本法律案の提出の経緯等

#### （1）公職選挙法の改正

平成 27 年、第 189 回国会において、当時の民主党から、選挙人及び憲法改正国民投票の投票人の便宜を図る等のため、「公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」が提出された（第 189 回国会衆第 41 号）。一方、平成 28 年、第 190 回国会においては、政府から、投票環境向上のため、公職選挙法を改正する法律案が提出された（第 190 回国会閣法第 30 号）。

上述の民主党案と政府案の主な違いは、民主党案には、a 洋上投票の対象の拡大が盛り込まれている点、b 期日前投票所の増設等に係る訓示規定が盛り込まれている点、c 期日前投票所の開始時刻の繰上げ範囲が 3 時間以内とされている点（政府案は 2 時間以内）、d 憲法改正手続法についても公職選挙法と同様の改正を行うこ

ととされている点であった。

その後、各党間における協議の結果、政府案が修正されるとともに、民主党案にあった洋上投票の対象の拡大のうち公職選挙法に係る部分については、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出の法律案として再構成されることとなった。両法律案は、平成28年4月6日、参議院本会議において可決・成立した（民主党案は撤回）。

さらに、同年秋の第192回国会において、投票環境向上のため、衆議院の同特別委員会及び政府から、それぞれ公職選挙法を改正する法律案が提出され（第192回国会衆第3号、第192回国会閣法第7号）、いずれも、同年11月28日、参議院本会議において可決・成立した。

## （2）本法律案の衆議院における経過

上述した平成28年における公職選挙法の改正を踏まえ、憲法改正手続法についても同様に、憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、平成30年6月27日、自由民主党、公明党、日本維新の会及び希望の党の4会派によって、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院に提出された（第196回国会衆第42号）。

その後、衆議院憲法審査会において、同年7月5日、趣旨説明が聴取され、令和2年11月26日、12月3日、令和3年4月15日、同22日及び5月6日に、質疑が行われた後、立憲民主党から修正案が提出され、同修正案及び修正部分を除く原案が賛成多数で可決された。以上の後、5月11日、本法律案は衆議院本会議において修正議決された。